

北海道感染症対策連絡本部 第7回連絡本部会議 記録

日時／令和6年3月25日(月)

13:00～13:20

場所／本庁舎3階 テレビ会議室

【副本部長(濱坂副知事)】

それではただいまから、北海道感染症対策連絡本部の第7回連絡本部会議を開催いたします。

今回の連絡本部会議でございますけれども、新型コロナの令和6年4月以降の対応等について共有するため開催するものであります。

それでは、感染症対策監から報告をお願いします。

【佐賀井感染症対策監】

新型コロナウイルス感染症及び新たな感染症危機への対応等についてでございますけれども、まず資料の1では新型コロナに係る今後の対応、資料の2では新たな感染症危機への備えに係る取組、資料3では感染予防の呼びかけなどについて御報告いたします。

まずスライドの2ページ、資料1-1です。新型コロナの5類移行に係る国の対応方針についてです。

順に説明いたしますが、まず上段の四角の枠です。5類移行時に係る国の対応方針ですが、令和5年1月及び3月の政府対策本部におきまして、令和5年5月8日から新型コロナを5類感染症に位置付けますとともに、幅広い医療機関で患者が受診できる医療提供体制に向けまして段階的な移行を進めること、また、令和6年4月の診療報酬・介護報酬の同時改定を通じ、通常の医療提供体制に移行すること、こういったことなどが決定されたところでございまして、当該方針に基づく具体的な対応として、下段の①・②のとおり、昨年5月8日から本年3月末までの間、各都道府県は移行計画を策定の上、通常の医療提供体制による対応に向け、新型コロナ患者の診療をいただく医療機関の維持・拡大などの段階的な移行に係る取組を進めてきました中、今般、赤枠の③のとおりですが、令和6年4月以降の対応として、移行計画による医療提供体制の確保が進み、冬の感染拡大にも適確に対応してきましたことから、当初の予定どおり4月以降は、行政の関与を前提としない通常の医療提供体制によって対応していくことが示されたところでございます。

続いてスライドの3ページ、資料1-2です。この資料は、外来や入院などの各項目別に、左側に国の考え方、右側に道の対応を記載しているもので、今般の国の通知を受けまして、令和6年4月以降の各々の対応等について、オレンジの太枠で整理しているもので、これを中心に説明いたします。

まず外来についてです。中段の左、国の考え方です。外来対応医療機関としての登録医療機関数は、5類移行前の約4.2万機関から2月末現在で約5万機関に拡大し、冬の感染拡大にも適確に対応してきたことから、4月以降は、広く一般の医療機関による対応に移行するとともに、医療機関の「指定・公表の仕組み」や「設備整備支援」は終了することとされたところです。

右側、道も国と同様に「公表の仕組み」や「設備整備支援」は、3月末をもって終了するものの、外来対応医療機関は移行前の1,171機関から、直近ですと1,453機関と着実に増加してきているところでございまして、今後とも広く一般の医療機関により対応してまいります。

続いてスライドの4、入院及び高齢者施設等の対応についてです。まず中段の確保病床です。左側が国の考え方ですが、入院患者の受入医療機関数を5類移行前の約3,000機関から約7,300機関に拡大するとの移行計画の下に取組を進め、冬の感染拡大にも適確に対応してきたことから、当初の予定どおり4月以降は、確保病床によらない形での入院に移行することとされました。

右側、道も国と同様ですが、4月からは確保病床によらない形での対応に移行することとなる中、受入医療機

関数は5類移行前の164機関から直近で504機関に拡大してきたところでございます、今後とも幅広い医療機関による通常の医療提供体制により対応してまいります。

次に入院調整です。左の下、国の考え方です。4月以降、医療機関の間での入院先決定としておりまして、右下、道においても同様に対応してまいります。

続いてスライドの5、高齢者施設等の対応ですが、中段の左、国の考え方です。新型コロナに係る高齢者施設等への支援である集中的検査、施設内療養を行う施設への補助、利用者等に感染者が発生した場合のかかり増し経費の補助、こういったものが3月末をもって終了し、令和6年度の介護報酬改定において、恒常的な感染対策に係る取組への加算を新設することが予定されております。

右側、道としましては、国の終了する支援のほか、初動対応の相談窓口、また、介護職員等の応援派遣調整も併せて終了いたしますが、引き続き、施設が行う業務継続計画の策定ですとか、研修・訓練の実施等に対する指導・助言を継続してまいります。

続いて公費負担です。左下、国の考えです。医療費の自己負担等に係る一定の公費負担を終了し、今後の医療保険の負担割合に応じた通常の自己負担に移行することとされておりまして、右下、道としましては、高額の自己負担が生じる場合、受診控えやこれに伴う感染拡大等が懸念されますことから、国に対して負担軽減策を講じるよう、全国知事会とも連携するなどして、引き続き、国に要望してまいります。

続いてスライドの6です。各種施策における相談窓口等です。左側、国の考え方です。自治体への相談窓口設置に係る国の公費支援は終了するものの、国の相談窓口は従前どおり継続するとされている中、右側、道としての相談センターは3月末で終了し、今後は他の感染症と同様、必要に応じ保健所が相談窓口として対応していくほか、国の相談窓口について広く周知してまいります。

続いてスライドの7です。患者の発生動向の把握です。まず中段、発生状況についての国の考え方です。患者の発生動向の把握・公表は、4月以降も継続することとされている中、道としても従前どおり週1回の公表を継続してまいります。

続いて注意喚起です。国では昨年8月に、自治体が医療提供体制確保のため、感染状況に応じ、住民等に注意喚起を行う際の暫定的な目安を設定しておりまして、以降、新たな考え方は国から示されていない中で、右側、道としては、昨年決定したとおり、国から注意報・警報の基準が定められるまでの間は、引き続き、定点当たりの報告数30人を注意喚起の判断要素の一つとしつつ、総合的に判断するといった取扱を継続運用してまいります。

続いてゲノム解析です。国では、引き続き、新型コロナの変異株の発生動向の監視のための解析を継続することとされており、道としても同様に対応してまいります。

続いてスライド8、ワクチン接種です。上段の左、国の考え方です。予防接種法の下、無償で受けられる特例臨時接種は3月末をもって終了し、令和6年度以降は、重症化予防を目的とする定期接種に位置づけ、65歳以上の方などを対象に年1回、秋冬の時期に接種を行うこととされております。

右側です。道としては、希望する方が安心して接種できるよう、市町村、また、医療機関と連携をし、ワクチンの有効性や安全性に関する情報を周知するとともに、定期接種において高額の自己負担が生じる場合、接種控えや重症化等が懸念されることから、国に対し負担軽減策を講じるよう、引き続き要望していくほか、道のワクチン接種相談センターは、委託を直営に切り換えまして、道の直営で実施してまいります。

続いて中段の右、道の本部体制ですけれども、次の資料で説明するため、ここでは省略をさせていただきます。

続いてその下の有識者会議、また、専門会議です。有識者会議については、新型コロナ対応の検証結果の取りまとめが終了したことなどから、その設置の役割を終了するとともに、専門会議につきましては、引き続き、感染症予防施策に係る御意見を伺うため継続設置してまいります。

続いてスライドの9、資料の1-3です。北海道感染症対策連絡本部及び指揮室の廃止についてです。上段の四角枠のとおり、連絡本部は、5類移行後の通常の医療提供体制に向けた取組などを円滑に進めるため、令和5年5月8日付で設置したものでございますが、中段記載のとおり、本日を含め計7回にわたり、本部員のほか、オ

ブザーの皆様にも御出席をいただきながら開催してまいりました。下段の赤枠のとおり、本年4月から新型コロナウイルスは、通常の医療提供体制により対応するとともに、他の感染症と同様に、予防対策などに取り組むこととなりますので、本年3月31日をもって連絡本部及び指揮室は廃止してまいります。

続いてスライドの10、資料2-1です。新たな感染症危機への対応に向けた令和6年度の取組についてです。昨年末の連絡本部会議で報告をしました、いわゆる「新型コロナ対応の検証報告」、「新たな感染症危機への対応の方向性」では、新たな感染症危機への具体的な取組の反映先として「感染症予防計画」、それから「政府行動計画を踏まえた道の行動計画」、「国への要請」と大きく3つに分けて整理をしているところです。

これを受けまして令和6年度を始期とします感染症予防計画では、新興感染症の発生・まん延時に備えた取組として、民間事業者等との協定による検査体制や宿泊施設の確保のほか、今年度、計画策定に先行して実施しております研修や訓練の実施による人材の養成や資質の向上などとともに、下線部分になりますが、最も重要な医療機関等との協定による入院病床や発熱外来等の体制整備を盛り込んでおります。

なお、この体制整備は、改正感染症法の下、平時のうちから道と医療機関等との間で地域実情に即した医療措置協定を締結することで、その体制を確保するというもので、今後、医療機関等と個別に協議を進め、国が締結完了の目途とします9月末までに順次協定締結を進めてまいります。

また、各保健所におきましても、感染症予防計画と整合を図った上で、健康危機対処計画を策定し、地域の実情に即した対応が図られるよう、より具体的に整理を進めているところでございます。

次に新型インフルエンザ等対策行動計画についてです。現在、国では政府行動計画の改定に向け、新型コロナ対応を踏まえた検討を進め、本年夏頃を目途に成案を示すとされておりますことから、時期を逸することなく道の行動計画を策定できるよう、引き続き、国の検討状況を注視しながら準備を進めてまいります。

続いてスライドは11、資料2-2です。この資料は、先程触れた感染症予防計画の策定に先行して実施した感染症対応に係る人材養成や資質向上の取組で、今年度は、道内の関係機関や札幌医科大学などとも連携しながら、新興感染症の発生を想定した実践的な訓練や研修を実施したところでございまして、来年度も感染症対策の場面に応じた訓練や職種に応じた研修等を重層的に展開するなど、有事に備えた即応体制の強化に努めてまいります。

続いてスライドの12、資料の2-3です。令和6年度以降の感染症危機管理体制ですが、昨年末の連絡本部会議において報告しました新型コロナ対応の検証を踏まえた平時、初動及び有事の体制を基本としながら、4月以降は、赤枠のとおりですが、振興局等も含む「庁内連携会議」を新たに設置し、感染症危機への備えや、いざというときの初動体制への円滑な移行などに取り組む体制とすることにより、感染症危機管理にしっかりと取り組んでまいります。

続いてスライド13、資料3-1です。新型コロナ等の動向です。感染動向ですが、直近の定点当たり報告数は4.98であり、第5週以降、6週連続で前週の報告数を下回っておりまして、全国でも同様の傾向が見られます。

続いてスライドの14、資料3-2です。その他の感染症のうち、季節性インフルエンザの定点当たり報告数ですが、表にございませんけれども、昨年12月の初旬に過去10年の最大値60.97を記録して以降は、徐々に減少傾向が続いていたものの、本年の1月末に増加に転じ、第7週以降も徐々に増え、概ね現在までその傾向が続いておりまして、第10週には警報レベル、30人以上ですが、これに達しまして、第11週もその状態が続いているところです。

また、その下段、溶連菌につきましても、第8週以降、警報レベル、これは8人以上ですが、続いておりまして、その動向を注視していく必要がございます。

最後にスライドの15、資料3-3です。先程の感染動向などにも鑑みつつ、また、年度末、新年度は様々なイベント・行事などがありますので、人の動きも活発になりますことから、まずは春の注意喚起として、道医師会、道病院協会との御協力をいただいて共同でリーフレットを作成しましたので、機会あるごとに、道民の皆様にご覧いただき、感染予防を呼びかけてまいります。

私からの説明は以上でございます。

【副本部長(濱坂副知事)】

続きまして、札幌市の対応について、札幌市保健所の山口所長より発言をお願いいたします。

【山口札幌市保健所長】

札幌市保健所長の山口でございます。

札幌市におきましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更された後は、組織体制を縮小しつつ、通常の医療提供体制の段階的な移行を進めるために、その相談体制等の一部支援を継続してきたところです。

この度、経過措置を終了とする国の方針が示され、また、ワクチンの特例臨時接種も終了することに伴い、新型コロナウイルス感染症対応を専門に行なってきた医療対策室を本年3月末をもって廃止することといたしました。

4月以降は、保健所の組織変更を行ない、新型コロナウイルス感染症対応を通常業務として継承して対応してまいります。

以上でございます。

【副本部長(濱坂副知事)】

ありがとうございます。

それでは、皆様から何か御発言等あればお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本部長から指示をお願いいたします。

【本部長(鈴木知事)】

皆さん、お疲れさまです。

令和2年の1月28日、北海道内で初めて新型コロナウイルス感染症の患者の方が確認をされて以降、本道の感染対策の総合的な推進及び関係機関等との連携を図るために、対策本部並びに昨年5月の5類移行後は連絡本部として4年以上の長きにわたって、皆様とともにこの体制を維持してまいりました。

各本部員、そして地方本部員、さらには関係機関、団体の方々に御参画をいただきながら、対策の決定、そして情報の共有を進めてきたところであります。4年以上の長きにわたって、皆さんのおかげで、本日を迎えることができました。このことに対して、本部長として心から皆さんに感謝を申し上げたいというふうに思います。皆さん本当にありがとうございました。

こうした中で、今般、国から改正感染症法のもと、新型コロナの5類移行後の医療提供体制の確保が進み、冬の感染拡大にも適確に対応してきたということも踏まえて、令和6年4月1日より、行政の関与を前提としない通常の医療提供体制により対応していくことなどが示されたところでございます。

道といたしましても、この間、国の考え方に沿って幅広い医療機関での受入れが進むように、医療機関や関係団体の皆様などの御協力をいただきながら、医療をはじめとする感染症対策に取り組んできたところであります。引き続き、こうした取組については継続しつつ、国の動きに併せて、5類への円滑な移行を目的に設置をしてまいりました連絡本部及び指揮室の体制につきましては、3月末をもって廃止をすることといたします。

と言いましても、コロナはまだ変異を繰り返しています。他の感染症と同様にモニタリングは継続することになるわけでありますので、連絡本部は廃止となるわけでありますが、本庁、振興局は、4月以降も医療提供体制、公費支援の内容、ワクチン接種の取扱いなどについて、道民の皆様や医療関係者などに混乱が生じることないように、わかりやすく情報の発信をしていただきたいと思います。

そして、先程こちらの資料3でありましたけども、この時期は、就職、進学、転勤などによって、人の入れ替え等が多い時期になるわけであります。先程コロナのみならず、インフルエンザの状況などもお話がありましたけども、

基本的な感染防止対策、これは行なっていながら、健康管理には気をつけていただけるように、それぞれ所管地域ごとの必要な呼びかけにつきましては、こちら(リーフレット)を作りましたので、こういったものも活用して、お願いしたいと思います。

さらに今後は、実際の場面を想定した研修・訓練、このさらなる充実、医療機関等との医療措置協定の締結の推進、こういったものなど、新たな感染症危機に備えて、次の感染症予防計画に盛り込んだ種々の取組を着実に進めていくということとともに、政府行動計画の検討状況を注視し、時期を逸することなく北海道行動計画の策定を進めていくということなど、関係機関・団体ともしっかりと連携をしながら、本庁、振興局などが一体となって取組を進めていただきたいと思っておりますので、この点、よろしくお願い申し上げます。

最後となりますけれども、この4年以上の間、道民の皆様、事業者の方々、そして皆さんに様々な感染対策の実践、御理解と御協力をいただきありがとうございました。関係するすべての皆様に対して、改めて深く感謝申し上げます、私からの本部長としての最後の御挨拶に代えたいと思っております。皆さん、これからもよろしくお願い申し上げます。

【副本部長(濱坂副知事)】

それでは、本部長から指示のあったことについて、各本部員は必要な対応をお願いいたします。

以上をもって、北海道感染症対策連絡本部の第7回連絡本部会議を終了いたします。

皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

(了)